

小豆島町介護老人保健施設うちのみ介護予防短期入所療養介護事業所運営規程

平成29年6月1日

告示第71号

小豆島町介護老人保健施設うちのみ介護予防短期入所療養介護事業所運営規程の全部を改正する。

(事業の目的)

第1条 小豆島町が開設する介護老人保健施設うちのみ介護予防短期入所療養介護事業所(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防短期入所療養介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要支援者の心身の特性を踏まえて、可能な限り、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに、日常生活上の世話等の適切なサービスの提供を行い、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設うちのみ
- (2) 所在地 香川県小豆郡小豆島町片城甲44番地95

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 医師 1人以上

医師は、利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。

- (3) 薬剤師 1人以上

薬剤師は、施薬、処方及び服薬指導を行う。

- (4) 看護職員 3人以上

看護職員は、看護の提供に当たる。

(5) 介護職員 7人以上

介護職員は、介護の提供に当たる。

(6) 支援相談員 1人以上

支援相談員は、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(7) 理学療法士 1人以上

理学療法士は、機能訓練の提供に当たる。

(8) 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務に当たる。

(9) 栄養士 1人以上

栄養士は、必要な栄養管理を行う。

(10) 調理員 1人以上

調理員は、必要な調理を行う。

(11) 事務員 3人

事務員は、必要な事務を行う。

(利用者の定員)

第5条 利用者の定員は、利用者が申込をしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

(指定介護予防短期入所療養介護の内容)

第6条 指定介護予防短期入所療養介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 療養上の診療
- (2) 看護
- (3) 医学的管理の下における介護
- (4) 機能訓練
- (5) 食事の提供
- (6) レクリエーション等その他のサービスの提供

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防短期入所療養介護が法定代理受領サービスで

あるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 食費、滞在費については、次のとおりとする。なお、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載された負担限度額を利用者負担額とする。

(1) 食費 1日につき 1,550円

(2) 居住費

ア 個室 1日につき 1,728円

イ 多床室 1日につき 437円

- 3 前2項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額及びその他の便宜の提供のうち日常生活において通常必要となる費用であって利用者に負担させることが適当と認められる額の支払いを受けることができる。

(1) 電気料 1器具・1日につき 50円

(2) 洗濯料 1kgにつき 100円

(3) 地域外送迎料

ア 通常の送迎の実施地域を越えた地点から片道5km未満
1回につき 1,048円

イ 通常の送迎の実施地域を越えた地点から片道5km以上
1回につき 2,095円

- (4) その他指定介護予防短期入所療養介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、小豆島町内とする。

(事業所利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者が指定介護予防短期入所療養介護の提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 利用者は火気の手扱いに注意しなければならない。

(2) 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意する

ものとする。

(3) 利用者は喧嘩、口論又は暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。

(4) 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、指定介護予防短期入所療養介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づき次の業務を実施する。

(1) 消火、通報及び避難の訓練(年2回)

(2) 消防設備、施設等の点検及び整備

(3) 従業者の火気の使用又は取扱に関する監督

(4) その他防火管理上必要な業務

2 事業所は、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成するとともに、当該計画に基づき、必要な訓練等を実施する。事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく業務を実施する。

(苦情処理)

第12条 管理者は、提供した指定介護予防短期入所療養介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、小豆島町、香川県、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。ただし、事業所の責めに帰すべからず事由による場合はこの限りではない。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措

置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 従業者に対し虐待を防止するための研修を定期的実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束)

第15条 事業所は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働大臣が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 随時

- 2 事業所は、全ての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は小豆島町長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第46号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年告示第77号）

この告示は、令和6年8月1日から施行する。